

## ○剪定枝の分別Q & A

	問い合わせ	回答
1	イヌマキやサツキなどを剪定した際に出る細かい枝も剪定枝になりますか。	剪定枝となります。
2	粉碎機で剪定枝をチップにしたものは、もやせるごみの日に、ごみステーションに出せますか。	粉碎機で剪定枝をチップにしたものも、剪定枝となり、ごみステーションに出すことはできません。
3	木を支える支柱や角材は剪定枝ですか。	市販されている木製品は、直径が10cm以下のもので、45リットルまでの透明袋に入ればもやせるごみとなります。直径が10cmを超えるか45リットルまでの透明袋に入らないもの（長さ2mまで）は粗大ごみとなります。
4	あじさいやバラは剪定枝ですか。	あじさいやバラを剪定した細い茎の部分はもやせるごみとなります。
5	葉付きの枝は、枝と葉を分けないといけないのですか。	葉付きの枝は、葉は分けずにそのまま剪定枝として戸別収集に出してください。
6	つるは剪定枝ですか。	つるは、もやせるごみとなります。
7	戸別収集は量にかかわらず収集しますか。	ご質問のとおりです。
8	約1週間後に収集をするとのことであるが、収集する日は決まっていますか。	申込時に、収集日をご案内します。
9	戸別収集は何時までに出せばいいですか。	朝8時30分までに、申込時に案内があった場所（門前等）に出してください。
10	戸別収集は立ち会わないといけないのですか。	立ち合いの必要はありません。

	問い合わせ	回答
11	草や葉も一緒に戸別収集してもらえますか。	剪定枝のみが対象であり、草や葉は戸別収集しません。草や葉はもやせるごみとして、ごみステーションに出すなどしてください。
12	仏壇の花や門松の竹や松は剪定枝ですか。	45リットルまでの透明袋に入ればもやせるごみ、入らなければ粗大ごみになります。
13	剪定枝はどのようにして戸別収集に出せばいいですか。	ひもで縛るか、縛ることができない場合は45リットルまでの透明袋に入れて、口を縛って出してください。
14	剪定枝の戸別収集は無料ですか。	ご質問のとおりです。
15	草や葉のみの場合はどのような取り扱いになりますか。	いままでどおり、もやせるごみとしてごみステーションに出すことができます。
16	収集された剪定枝はどのように処分するのですか。	北部清掃工場で剪定枝をチップ化し、当面の間は、工場内で雑草防止剤として活用します。
17	戸別収集の申込み先を教えてください。	申込み先は下記のとおりです。 鹿児島市環境サービス財団 電話 099-268-8888 受付時間：月～土曜日 8：30～17：15 ※12月31日～1月3日は除く。
18	台風などの日も戸別収集するのですか。	悪天候が見込まれる場合は、収集日を延期する場合があります。その場合は、対象者へ連絡します。

	問い合わせ	回答
19	<p>粉碎機の無料貸し出しの申込み先や貸し出しはどこで行っていますか。</p>	<p>申込み先や貸出場所は下記のとおりです。  資源政策課 易居町1-2 TEL216-1290  清掃事務所 犬迫町11900 TEL238-0201  北部清掃工場 犬迫町11900 TEL238-0211  南部清掃工場 谷山港3-3-3 TEL261-5588  桜島支所桜島総務市民課（桜島藤野町1439、TEL293-2346）  桜島支所東桜島総務市民課（東桜島町863-1、TEL221-2111）  郡山支所総務市民課（郡山町141、TEL298-2111）  吉田支所総務市民課（本城町1696、TEL294-1211）  喜入支所総務市民課（喜入町7000、TEL345-1112）  松元支所総務市民課（上谷口町2883、TEL278-2112）  ※申請には、印鑑と本人確認書類（運転免許証など）が必要</p>
20	<p>粉碎機の貸し出し期間や貸出料金について教えてください。</p>	<p>個人は5日間、町内会等は10日間で、無料です。</p>
21	<p>市の無料貸し出し用の粉碎機はどのくらいの太さの枝が処理できますか。また、処理できない枝がありますか。</p>	<p>粉碎できる枝の太さは3cmまでです。  粉碎できないものは、草、葉、竹、太さ1cm未満の柔らかい枝（サザンカなど）です。</p>
22	<p>粉碎機購入費補助の対象について教えてください。</p>	<p>粉碎機を購入した鹿児島市民（市税の滞納がないこと）  粉碎機を購入した鹿児島市内の町内会（自治会）等です。</p>
23	<p>粉碎機購入費補助の内容について教えてください。</p>	<p>購入費（消費税含む）の2分の1（上限2万円）で、1世帯（1町内会等）につき1基までです。</p>

	問い合わせ	回答
24	<p>粉碎機購入費補助の申請方法について教えてください。</p>	<p>資源政策課（みなと大通り別館）または各支所総務市民課等で申請することができます。</p> <p><b>【必要書類】</b>            申請書・請求書・通帳の写し            領収書原本（氏名・購入日・品名・金額が記入しているもの）            市税納付状況調査同意書（町内会等は不要）            ※購入から3ヶ月以内に申請が必要です。</p>
25	<p>どのくらいの量の剪定枝が資源化されるのですか。</p>	<p>家庭ごみが市民1人1日あたり約20gの減量となり、資源化される予定です。</p>